

☆新たな医療費助成における自己負担限度額表（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準 【（ ）内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安】		患者負担割合：2割					
			自己負担限度額（外来+入院）					
			原則			既認定者（経過措置3年間）		
			一般	高額かつ長期（※）	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
生活保護（A）	—		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ（B1）	市町村民税 非課税 （世帯）	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ（B2）		本人年収 80万円超～	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ（C1）	市町村民税 課税以上約7.1万円未満 （約160万円～約370万円）		10,000	5,000	1,000	5,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ（C2）	市町村民税 約7.1万円以上約25.1万円未満 （約370万円～約810万円）		20,000	10,000		10,000		
上位所得（D）	市町村民税 約25.1万円以上 （約810万円～）		30,000	20,000		20,000		
入院時の食費			全額自己負担			1/2自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者。
（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）

平成27年1月1日から